

# 固定資産課税台帳の閲覧及び 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧についてのお知らせ

詳しい閲覧、縦覧方法は次のとおりです。ご不明な点は、税務課固定資産税係までお問い合わせください。

## 固定資産課税台帳の閲覧について

この制度は、主に納税義務者が固定資産課税台帳により、自己の資産について課税内容を確認できる制度です。

固定資産の売買・相続・家屋の新築・増築・取り壊し・土地の現況が変わった人、土地改良事業の換地処分終了の土地所有者及び地籍調査登記完了の土地所有者など、ご自分の資産について確認された人は、次の要領で閲覧できます。

※納税者には、納付書と同時に固定資産課税明細書を送付しますので、この明細書でも確認することができます。

閲覧開始日 4月1日(土)から(土・日曜日、祝日は除く)。  
4月1日(土)は開庁日。  
※4月1日(土)から5月1日(火)まで手数料は無料です。

閲覧時間  
8時30分～17時15分  
(4月1日(土)は12時まで)

閲覧場所 税務課、美東・秋

芳各総合支所及び各出張所

※本庁、美東総合支所、秋

芳総合支所及び全ての出張所

張所で固定資産課税台帳

(写)の発行が可能です。

※4月1日(土)は本庁、美東・

秋芳総合支所のみで閲覧

できます。

閲覧できる人

①納税者

②納税義務者

③納税管理人

④納税者と同居の親族(確認

が必要となります。)

※納税者と別居している親

族は委任状が必要です。

様式は市ホームページか

らダウンロードできま

す。

⑤借地人及び借家人(確認が

必要となります。)

※当該権利の目的である土

地または家屋について記

載された部分のみ

⑥納税者から委任を受けた人

(必ず委任状を持参してく

ださい。)

⑦固定資産の処分をする権利

を有する一定の人(法の定

めによる管理人・管財人な

ど)

※当該権利の対象となる固定資産について記載された部分のみ  
⑧賦課期日(1月1日)以後の所有者

## 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

この制度は、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。縦覧を希望される人は次の要領で縦覧ができます。

縦覧期間 4月1日(土)～5

月1日(火)(土・日曜日、祝

日は除く。4月1日(土)は開

庁日)

縦覧時間

8時30分～17時15分

(4月1日(土)は12時まで)

縦覧場所

美祢地域分→税務課

美東地域分→美東総合支所

秋芳地域分→秋芳総合支所

(各出張所では縦覧できま

せん。)

縦覧できる人

①納税者

②納税者から委任を受けた人

(必ず委任状を持参してく

ださい。)

③納税者と同居の親族及び納税管理人(確認のため納税通知書・課税明細書などを持参してください。)

※納税者と別居している親族は委任状が必要です。

※縦覧できる人かどうかを確認するため、納税通知書・課税明細書または運転免許証など、本人確認

できるものを窓口でご提示いただきますので、ご協力をお願いします。

## 縦覧方法

①窓口備え付けの縦覧整理票に必要事項を記入し、提出してください。

②土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の記載事項は、複写はできませんのであらかじめご了承ください。メモを取る場合は、備え付けのメモ用紙にお願いします。

③ご本人所有の土地や家屋以外の評価の内容については、個人情報保護の観点から詳細に説明することはできませんので、あらかじめご了承ください。

④縦覧期間経過後は、開示することはできません。



問合せ先 税務課 (☎0837(52)5234)

# 病院だより41

## 栄養科の紹介

### ～病院の食事と特定保健指導～

#### 美祢市立病院栄養科



美祢市立病院栄養科は、美祢市立病院と併設の介護老人保健施設グリーンヒル美祢の食事を管理しています。

「安全で安心な食事の提供」を基本方針の一番目に掲げ、一つの厨房で、二つの施設の食事提供という複雑な業務を行うなかでも、決してあつてはならない食中毒事故を防ぐために、加熱食品の中心温度の測定、機器類の消毒の標準化など、毎日徹底した衛生管理に努めています。

病院給食の特徴としては、



病棟への配膳は保温・保冷ワゴンを使用しています。

食事療法を行う患者さんが食べる治療食というものがあり、食事の種類が多いということが挙げられます。病院に入院した経験のある人なら、隣のベッドの患者さんと自分の食事が違うということに気付いたことがある人もいるのではないのでしょうか。疾患によっては食事に制限があり、それが重要な治療の一つとなる場合があります。現在、美祢市立病院では1回の食事につき20種類程度の治療食を提供しています。内容としては、エネルギー制限、蛋白質制限、脂質制限、塩分制限、また術後の消化の良い食事などがあり、患者さんによっては、複数の制限のある食事をとる人もいます。

食事療法は退院後、家庭でも継続しなければならぬ場合が多く、このような場合には必要に応じて医師の指示により管理栄養士が栄養指導を行っています。外来通院中の患者さんにも栄養指導を行っていますので、自分の食事について聞いてみたいことや相談したいことがある人は、ぜひ主治医にお申し出ください。

生活習慣病といわれる糖尿病、高血圧症、脂質異常症等は、食事療法が大変重要となり、美祢市立病院でも栄養指導を受ける患者さんのうち、



栄養指導室の様子

平成22年では、ほぼ7割をこれらの疾患が占めています。この割合は年々増加傾向にあり、しかも年齢の比較的若い患者さんが増えている印象があります。

この問題は全国的なものであり、増加し続ける生活習慣病に歯止めをかけるため、平成20年度から「特定健診・保健指導」を医療保険者が40歳から74歳の加入者を対象に実施しています。

健診時の腹囲、肥満の有無、検査値(血糖値、血圧、血中脂質)の結果、また喫煙歴の有無によって、特定保健指導を受ける対象者が決定します。動脈硬化になりやすいメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を、生活習慣の改善

によって予防又は改善することを目標としたのが特定保健指導です。美祢市立病院でも平成22年10月より、医師・保健師・管理栄養士による特定保健指導を実施しています。美祢市立病院で特定保健指導を担当している職員は研修を受け、全員、日本人間ドック学会の人間ドック健診情報管理指導士(人間ドックアドバイザー)の資格を取得しています。

食事や運動等の日常的な生活習慣を見直すことで、メタボリックシンドロームの予防・改善は期待できます。特定保健指導ではその人にあつた生活習慣の改善の方法を一緒に考えながら、無理がない方法を自分自身で決定していただきます。健診後に特定保健指導利用券が届いたら、ぜひ自分の健康のために特定保健指導を受けてみてはいかがでしょうか。

私達栄養科職員一同は、これからも食事を通じて患者さんの治療のサポート、また市民の皆さんの健康維持に貢献していきたいと考えています。食事についての気になることなどありましたら、お気軽に相談してください。

問合せ先 美祢市立病院

☎0837(52)1700